

組合だより

第149号
12月22日
2011年

発行所 岡山大学職員組合
〒700-8530 岡山市北区津島中2-1-1
電話 086-252-1111 (代) (内線) 7168
直通・Fax. 086-252-4148

岡山大学職員組合ホームページ <http://hb4.seikyounet.jp/home/ODUnion/> メールアドレス ODUnion@mb4.seikyounet.jp

12月5日、国家公務員給与削減への対応等について、以下の要求書を大学当局に提出しました！

法人化後、私たち教職員は岡山大学と労働契約を結んでいる労働者ということになりました。私たちの労働条件（給与や勤務時間、休暇など）は、国からの通達（人事院勧告など）ではなく、使用者である大学法人と労働者である教職員との交渉（労使交渉）で決まります。

岡山大学職員組合は、労働組合法で保障された「団体交渉権」にもとづき、国家公務員給与臨時特例法案が来年可決されたとしても追従しないこと、新執行部になって労働条件を改善することを求める以下の要求書を提出し、団体交渉を行います（12月26日に実施）。



2011年12月5日
岡大職組申第37号

国立大学法人岡山大学
学長 森田 潔 殿

岡山大学職員組合
執行委員長 住野 好久

公務員給与削減への対応等に関する要求書

要求項目

- ・現在、国会において検討されている国家公務員給与臨時特例法案及び人事院勧告に追従した給与の削減処置を行わないこと。
- ・新しい執行部体制のもと、労働条件・大学運営の改善を実施すること。

理由：

政府は、本年10月の閣議において、今年度の人事院勧告実施を見送り、2013年度末までに平均7.8%の国家公務員給与引き下げを行うという方針を発表している。また、報道によれば、野党も人事院勧告を実施し、さらに引き上げ幅を7.8%にまで拡大するという方針を掲げている。1割近くの給与と労働組合との交渉もなしに削減しようとするこれらの動きの不当性は明らかである。

また、これらの公務員給与削減に追従した教職員賃金の削減は、大学法人運営の自律性・自主性を損なわせるものであり、仮に国家公務員給与臨時特例法案が成立し、運営費交付金から給与臨時減額分を減額交付するようなことがあれば、大学法人制度の基本を揺るがす事態となる。

そこで、岡山大学職員組合は国家公務員給与臨時減額に準拠することに反対し、賃金の削減措置を行わないことを要求するとともに、新しい執行部体制のもとで教育・研究・医療の充実のための労働条件・大学運営の改善を求める団体交渉を要求する。

(質問事項)

1. 国家公務員給与臨時減額が決定された場合の法人としての対応方針について
2. 法人として国家公務員給与臨時減額に準拠した措置をとらうとするのであれば、その合理的な説明と誠実な団体交渉を実施することについて
3. 新しい執行部のもとでの労働条件・大学運営体制の改善について（詳細は別紙参照）
 - a. 非常勤職員の雇用期限の撤廃について
 - b. 教員個人評価システムの改善について
 - c. 夜間労働、女性職員等に関する労働条件の改善について

* 交渉を円滑に進めるため、上記の質問事項については団体交渉日時の1週間前までに、文書で回答いただければ幸いです。

別紙

3-a 非常勤職員の雇用期限の撤廃について

- ①非常勤職員の雇用期限を撤廃し、一律「雇い止めなし」とすること
- ②非常勤職員と特別契約職員の雇用期間を通算するという運用を見直すこと

3-b 教員個人評価システムの改善について

- ①学内規定に評価体制の第三者評価を行うことが明記されているにもかかわらずこれまで実施されていない教員評価そのものの第三者評価を実施すること
- ②全理事の評価を実施し、公開すること

3-c 夜間労働、女性職員等に関する労働条件の改善について

- ①看護師等の夜間勤務手当を同規模の国立大学病院(京都大学, 東京大学, 神戸大学等)と同程度にすること
- ②女性職員に対する産前休暇を全学にわたり附属学園と同等の8週間とすること
- ③参観日や病気介護等の子どものための特別休暇を, 県職員と同等にすること
- ④鹿田地区職員の駐車料負担を津島地区と同等とすること

「国公立大学の教育・研究・医療の充実を求める共同国会行動」に参加して

笹倉万里子

2011年12月5日に行われた、全大教・日本私大教連・公大連主催の「国公立大学の教育・研究・医療の充実を求める共同国会行動」に参加してきました。これは、毎年この時期に行われているもので、次年度の予算に対する要望を訴えることを主目的としたものです。それに加え、今年度は東日本大震災に関連しての学生等の支援の要請、また中・長期的施策に関する要請など、全部で15項目からなる要請書を衆議院・参議院の文教科学委員会の委員合計60名に渡してきました。

要請項目は15項目ですが、今回は特に以下の3点をお願いするという方針でした。

1. 来年度予算において、文科省概算要求・要望額の満額実現
2. 給付型奨学金の創設
3. 国家公務員給与臨時特例法による国家公務員給与の減額措置を国立大学運営費交付金に反映させることなく、賃金減額を国立大学法人で行うことを強要しないこと

この中で、特に2の給付型奨学金の創設は、以前から要望していたものが今回初めて文科省からの概算要求に含まれた画期的なできごとだったそうです。(残念ながらこの原稿を書いている12月20日現在では、文科省はこの給付型奨学金の代わりに定収入があるまで返還を猶予する「出世払い奨学金」を設けることで、財務省側と折り合ったとの報道がなさ



れています。)

私は今回初めて国会行動に参加しました。初めて「議員会館」なるものに入りました。衆議院・参議院の議員はそれぞれこの議員会館の中に事務室として部屋が割り当てられるそうです。最近立て替えられたそうで、なかなかきれいな建物でした。その中に「〇〇議員」と書かれた部屋がずらっと並んでいる様子は、あたかも新設大学の研究棟のようで、初めて来たという気がしないほどでした。

要請の対象となる議員は前述したように60名だったのですが、実際に議員本人が対応してくれたところはその中の3名だけでした。他は秘書の方が対応してくださったり、あるいはどなたもいらっしゃらなかったのがポストに資料を入れておくだけ、というところもありました。

私は神奈川選出の笠(りゅう)衆議院議員の面談に立ち会うことができました。笠議員とはおよそ30分ほどお話ししたのですが、なかなか興味深い体験でした。直接会って話をしてくださるほどなので、笠議員の考え方は基本的に全大教の考え方と同じなのですが、細かな部分では違いもあり、勉強になりました。また、同じ方向を向いている人だからこそ、現場の意見をおりにふれて伝えて行くことが重要なのではないか、と思いました。

この国会行動は全大教などが主催で毎年行っています。平日に行われるのでなかなか難しいとは思いますが、機会があれば是非みなさまも参加してみてください。組合員ならばどなたでも参加可能です。



 **特別契約職員と非常勤職員の雇用期間の通算について** 

平成22年に、岡山大学における非常勤職員の最大継続雇用期間が3年から6年に変更になりました。それとともに、特別契約職員と非常勤職員の雇用期間についてそれまでと違う運用の仕方になっているということを、連合体は今年度初めて知りました。その内容をみなさまにお知らせいたします。

<平成22年3月まで>

非常勤職員から特別契約職員になる場合、非常勤職員での勤続年数に関わらず特別契約職員として最長6年雇用可能。特別契約職員から非常勤職員になることは認めない。

<平成22年4月以降>

非常勤職員から特別契約職員、特別契約職員から非常勤職員への身分変更を可能とする。ただし、非常勤職員と特別契約職員の雇用期間を通算して考え、最長6年とする。6年を越えるときには、1年以上の期間を空けなければ非常勤職員もしくは特別契約職員となることはできない。

連合体としては、これに対し、以下のような意見書を出しました。今後、非常勤職員の最大継続雇用期限の撤廃とともにこの件についても団体交渉等を通じて交渉して行きたいと思っております。みなさまからのご意見をお待ちしています。

2011年12月1日

国立大学法人岡山大学

学長 森田 潔 殿

非常勤職員ならびに特別契約職員の雇用期限とその通算に関する意見書

岡山大学職員組合

執行委員長 住野好久

貴職が本学の教育・研究・医療のいっそうの発展にむけて日頃からご尽力をいただいていることに、心から敬意を表します。

岡山大学の業務において、非常勤職員ならびに特別契約職員が重要な位置を占めており、優秀な非常勤職員、特別契約職員を確保することが岡山大学にとって多大なメリットをもたらすということは、大学執行部と組合の共通認識であると考えております。しかし、ご存知のように、現在、非常勤職員も特別契約職員も就業規則によって最長雇用期間が6年と定められ、それを越える継続雇用は認められておりません(いわゆる雇い止め)。しかし、他大学の例を見ると、この最長雇用期間を設けていない大学も少なからず存在します。例えば、山口大学、島根大学、群馬大学、新潟大学、金沢大学、福井大学、岐阜大学、三重大学、奈良教育大学、和歌山大学、佐賀大学です。また、期限はあるけれども、空白期間(岡大だと1年)をおこななくても新規雇用できるというところあるいはそれを検討しているところがあります。例えば、京都大学、名古屋大学です。

今年度、ある組合員の雇用条件を確認している過程で、岡山大学では非常勤職員から特別契約職員、あるいは特別契約職員から非常勤職員に変わった場合、その最長雇用期間を非常勤職員での雇用期間と特別契約職員での雇用期間を通算して6年までとの運用をしていることがわかりました(以降、このルールを「通算ルール」と呼ばさせていただきます)。この通算ルールは非常勤職員就業規則にも、特別契約職員就業規則にも明記されておらず、各部局の人事担当者を対象に行われた説明会でのみ説明されたものでした。従って通算ルールに関しては今年7月まで組合もその存在を知らず、また当該組合員にも明確な説明がなされていませんでした。

そもそも、非常勤職員と特別契約職員では、勤務時間数も違い、給与体系も異なります。契約上まったく違うものの雇用期間を通算して考える合理的な理由はないと組合では考えています。また、通算ルールは被雇用者への周知が徹底されておらずその点も問題だと考えています。そして、このような問題が起こるのは、非常勤職員や特別契約職員に最長雇用期間が設定され、さらにそれらの職員がいなければ業務に支障が出るという岡山大学の事務体制が合理的なものではないからではないかと捉えています。

岡山大学職員組合としては、以下の点について、貴職ならびに関係役職員が真摯にご検討いただき、速やかに改善に着手されますよう、改めて要請します。

1. 非常勤職員と特別契約職員の最長雇用期間について、両者の雇用期間を通算するという運用を即刻見直していただきたい。
2. 非常勤職員、特別契約職員に定められている最長雇用期間の撤廃を検討していただきたい。
3. 岡山大学の事務に不可欠な仕事をする職員が「非常勤」であるような非合理的な事務体制について見直しをしていただきたい。

以上

第22回医科系大学教職員懇親会に参加して

岡田 順子



11月12日・13日に、名古屋大学鶴舞キャンパスで、「安全・安心な医療、安心して働き続けられる大学病院を」というテーマのもと、第22回医科系大学教職員懇親会が開催されました。私は昨年

に引き続き、本年度もこの医大懇に参加させていただきました。私は4つある分科会の中で、「安全・安心の医療を目指して」というテーマの話し合いに参加させていただきました。その話し合いの中で、様々な大学病院の職員組合が、職員の夜勤手当増額や産科・手術場などの危険手当の新設あるいは増額のための取り組みを行い、結果、夜勤手当増額や、危険手当の新設・分娩手当が新設されていることが発表されました。私たち、岡山大学医学部職員組合においても、先日、夜勤手当の増額・分娩手当の新設についての要望を提出し、話し合いを設けていたところでした。様々な大学病院職員組合で行われている、この取り組みの話聞くことは、私たちの活動に関して、大いに参考になるものでした。私たち岡山大学医学部職員組合による夜勤手当増額等の要望は、現在のところ進行形であり、まだまだこれからですが、看護職員の労働に対する正当な評価として、今後もこの取り組みを続けていこうと思いました。

また、看護の現状と課題、夜勤体制のあり方や現状についての話し合いが行われ、先輩方の意見や、他大学病院の職員の方の現状を聞くことは、自分にとって非常に勉強になり、良い経験になりました。

今回の懇親会では、プロデューサーの今泉水子氏が講演を行われ、その中で「病気は回復過程である」という映画を見ました。これは、ナイチンゲールの書いた「看護覚え書」に共感された、今泉水子氏が、この本を基に製作されたものでした。普段、映画館で観ているような映画とは全く異なり、患者さんの気持ちに立った看護について考えさせられる、学びのための映画となっていま

した。出演されている方も、現職の看護師さんでした。私は看護学校に入学して、このナイチンゲールの「看護覚え書」を教科書として、何度も読んだことを思い出しました。「病気」とは、いかなる種類と段階にあっても、回復過程にあり、「看護」とは、患者の生命力の消耗を最小限に整えることを意味する技術、すなわち、人の自然な治癒力を邪魔せず、適切に促す手助けである。この取り組みは生命の「潜在力」を引き出し高める技術と考えることができる。日々、患者さんと接している私は、このような看護ができていだろうかと改めて考えさせられると同時に、医大懇に参加し、職場の安全や安心を目指して、職場の勤務体制や人員等について考えてきている私たちですが、その中にも常に、「患者さん」がいることを念頭に「職場」というものを考えていかなければならないと思いました。

今回、医大懇に参加し、昨年、知り合った方と再会することもでき、楽しく、学びの多い1日となりました。この経験を、今後の自分の看護・教職員組合の活動に活かしていきたいと思いました。



全大教アピール署名について

全大教では、昨年度から「大学・高専の充実を求めるアピール」と題して、高等教育の充実を求めることに対する賛同を集める運動をしています。主に、国や地方自治体の議員、さまざまな労働組合の長、大学の執行部の方々を対象にしています。全国ではすでに400近い署名が集まっています。

岡山大学職員組合でもいろいろな方をお願いしたところ、現在までに5つの署名をいただきました。ありがとうございます。

岡山大学職員組合を通じて署名いただいた方のうち、氏名の公表可とされた方のお名前を載せさせていただきます。参議院議員：姫井由美子氏、岡山大学医学部医学科長・岡山大学国際センター長：大塚愛二氏、岡山大学教育開発センター長：柴田次夫氏です。

今後ともご支援よろしく申し上げます。なお、「大学・高専の充実を求めるアピール」の内容につきましては、<http://zendaikyo.or.jp/2010-2011-appeal.htm>をご覧ください。